

## 指定基金にかかる政令・通知改定(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準 その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

- 指定基金に係る政令・通知<sup>1</sup>の改定が行われた。併せて照会事項への回答があった。
- 7/14付のパブコメ内容<sup>2</sup>に比べて、健全化計画上の年金資産の利回り前提が追加された。(現行より厳格化する方針は変わらず)<sup>3</sup>

健全化計画の将来予測の前提	7/14パブコメ	改正通知
最低責任準備金付利率	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないこと	同左
年金資産利回り	「基金の運用実績の過去5年平均」または「最低積立基準額の算定利率」のいずれか大きい率を上回らないこと	「基金の運用実績の過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか大きい率を上回らないこと

- 平成22年度以前の既指定基金も、見直し後の基準に基づき健全化計画の変更が必要とされた。<sup>3</sup>
- 健全化計画の目標として、「最低責任準備金の9割相当の資産を確保すること」は従来通りではあるが、健全化計画の承認基準は緩和(例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること)された。
- 指定基金以外の財政運営基準の改定内容は別途開示される予定(時期未定)。

1 厚生年金基金令・「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第178条の2に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」平成17年8月9日発第0809001号

2 詳細は三菱UFJ年金ニュース [No.257](#)、[No.266](#) をご参照

3 平成22年度決算に基づく回復計画の再提出が必要か否かは現状確認中。

☞ 政令通知改定および照会への回答を踏まえた変更の概要等は次頁以降をご参照

## 健全化計画の前提

### 最低責任準備金の付利率

#### 1年9ヶ月期ズレた率を使用

- 健全化計画上、最低責任準備金の付利率は1年9ヶ月期ズレた「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」を使用する。

年度	21(実績)	22(実績)	23	24	25	26	27	28	29	30
厚年本体の財政見通しにおける予定運用利回り	7.54%	-0.26%	1.9%	2.0%	2.2%	2.6%	2.9%	3.4%	3.6%	3.9%

年度	23	24	25	26	27	28	29	30
最低責任準備金付利率	5.53%	0.28%	1.92%	2.05%	2.30%	2.67%	3.02%	3.45%

### 年金資産の運用利回り

#### 3つの前提となる利率のうち各年度の最大値を適用可能

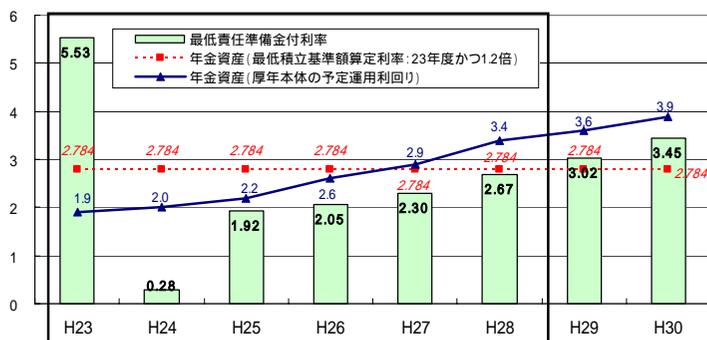
- 健全化計画上、年金資産の運用利回りは「基金の運用利回りの過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか大きい率を上回らないものを使用する。また、各年度における ~ の最大値の組み合わせでも可。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30
指定年度における最低積立基準額算定利率(23年度)	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%
( × 1.2)	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%
厚年本体の財政見通しにおける予定運用利回り	1.9%	2.0%	2.2%	2.6%	2.9%	3.4%	3.6%	3.9%

各年度における ~ の最大値の組み合わせも可

「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」は当該年度のものをもそのまま適用

#### < 債務と資産の付利率比較 >



## 主な変更点の新旧比較

		新	旧
指定対象基金		以下のいずれかに該当する厚年基金 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定年度<sup>1</sup>の前3事業年度連続で純資産額 &lt; 最低責任準備金 × 0.9</li> <li>指定年度の前事業年度末に純資産額 &lt; 最低責任準備金 × 0.8</li> </ul>	指定年度の前3事業年度連続で純資産額 < 最低責任準備金 × 0.9
健全化計画上の健全化のための具体的措置		代議員会の議決を経た上で記載することを原則とするが、「具体的措置を実施すること及び実施時期」の「見込み <sup>2</sup> 」を記載することは差し支えない	「改善措置の内容」及び「実施年月の見込み」を記載
健全化計画上の将来予測のための前提	最低責任準備金付利率	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り	「厚生本体の直近の過去5年平均」又は「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか
	年金資産の利回り	「基金の運用利回りの過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか大きい率	直前の財政計算で用いた予定利率を上回らないものとする
健全化計画の申請時期		指定年度の2月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出  指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出	指定年度の2月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出
健全化計画の承認 <sup>3</sup>		具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合には承認する 例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること	指定年度の3月末日までに承認  健全化計画の最終年度において純資産額 最低責任準備金 × 0.9となっていることが前提
健全化計画の様式		1. 財政健全化計画 2. 健全化計画に基づく財政見直し	1. 財政に関する事項(設立時以降の給付設計や決算状況等) 2. 業務に関する事項(設立時以降の業務会計等) 3. 歴代代議員・理事等名簿 4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見直し 5. 財政健全化計画 6. 健全化計画に基づく財政見直し

1 指定する日の属する年度(決算年度+1年度)

2 見込みを記載する場合であっても、健全化計画は、あくまでも、基金の財政の健全化を図ることを目的としたものであることに十分留意すること

3 財政健全化の目標は、「最低責任準備金の9割相当の資産の確保」であることに変更ないため、各基金において承認されるか否かについては個別性が高いと考えられる。

以上